

## 災害時における人的支援に関する覚書

### (目的)

第1条 南相馬市（以下「甲」という。）と、社会福祉法人（以下「乙」という。）は、災害発生時に福祉避難所において、災害時要配慮者（以下「要配慮者」という。）が支障なく避難生活を送る事ができるよう、この覚書により介護職員（以下「職員」という。）などによる人的支援について必要な事項を定めるものとする。

### (支援要請)

第2条 甲は、(仮称)災害時要配慮者支援センター（以下「支援センター」という。）及び福祉避難所を開設し、人的支援の必要が生じた場合は、乙に対し職員の派遣を要請するものとする。

2 乙は、甲からの要請に可能な限り応じるよう努めるものとする。

### (指定施設)

第3条 乙が職員を派遣する支援センター及び福祉避難所は別表のとおりとする。

### (手続き等)

第4条 甲は、人的支援を乙に要請する場合は、あらかじめ電話等で確認のうえ書面で行うものとする。

ただし、緊急を要する場合はこの限りでない。

### (業務内容)

第5条 甲が要請する人的支援において、乙が派遣する職員が従事する業務は以下のとおりとする。

- (1) 支援センターにおいては、福祉避難所の開設、閉設の調整、福祉避難所及び避難所との連絡調整並びに要配慮者が福祉避難所を退所する際の支援。
- (2) 福祉避難所においては、要配慮者への身体介護及び生活援助。

2 甲が要請する人的支援において、乙が派遣する職員は支援センター長及び福祉避難所管理責任者の指示のもと業務に従事するものとする。

### (経費の負担)

第6条 甲は、乙に対し、災害救助法（昭和22年法律第118号）その他関連法令等の定めるところにより、所要の実費を負担するものとする。

### (守秘義務)

第7条 乙及び乙が派遣した職員は、支援センター及び福祉避難所にて知り得た情報を甲以外の者に漏らしてはならない。

### (有効期間)

第8条 この覚書は、締結した日から平成28年3月31日までとする。ただし、有効期間満了日の前日までに甲または乙から何らかの意思表示がないときは、この覚書は更に1年間延長されたものとみなし、以後この例による。

(協議)

第9条 この覚書に定めのない事項及び疑義が生じた事項は、その都度、甲、乙協議のうえ定めるものとする。

この覚書の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成27年 8月 日

(甲) 所在地 南相馬市原町区本町二丁目27番地

名称 南相馬市

代表者職氏名 南相馬市長 桜井 勝延

(乙) 所在地 南相馬市

名称 社会福祉法人

代表者職氏名